

特定調達品目及び判断の基準等（案）（公共工事変更箇所抜粋）

表 1

●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		（品目分類）	（品目名）	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	

		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	

		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	
		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			洋風便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	舗装	排水性舗装	表 5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 冷房の成績係数 (P)

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.101.15
冷凍能力が 186kW 以上	1.151.20

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で 30%以上使用されている 表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	--------------------	---

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合において適用する。

2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による。

表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。

2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料とした単層の構造であるものとする。
なお、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが判別できること。

(P)

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等						
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】 ○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。						
	別表1 トンネル工事用建設機械						
	機 種		摘 要				
	バックホウ		ディーゼルエンジン出力30～560kw、大型ブレーカを装着したものを含む				
	ホイールローダ・クローラローダ		ディーゼルエンジン出力30～560kw				
	ダンプトラック		ディーゼルエンジン出力30～560kw、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く				
	トラックミキサ		ディーゼルエンジン出力30～560kw、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く				
	別表2 一般工事用建設機械						
	機 種		摘 要				
	バックホウ		ディーゼルエンジン出力8～560kw				
	ホイールローダ		ディーゼルエンジン出力8～560kw				
	ブルドーザ		ディーゼルエンジン出力8～560kw				
	第2次基準値						
	対象物質 出力区分 (単位)		HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
	8～19kw未満		1.5	9	5	0.8	40
	19～37kw未満		1.5	8	5	0.8	40
	37～75kw未満		1.3	7	5	0.4	40
	75～130kw未満		1	6	5	0.3	40
	130～560kw以下		1	6	3.5	0.2	40
	1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1／5以下とする。						
	○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。						
	別表3 トンネル工事用建設機械						
	機 種		摘 要				
	ドリルジャンボ		ディーゼルエンジン出力30～260kw (40.8～353PS)				
	コンクリート吹付機		ディーゼルエンジン出力30～260kw (40.8～353PS)				

	別表4 一般工事用建設機械																							
	機 種		摘 要																					
	発動発電機		ディーゼルエンジン出力7.5～260kw(10.2～353PS)、可搬式(溶接兼用機を含む)																					
	空気圧縮機		ディーゼルエンジン出力7.5～260kw(10.2～353PS)、可搬式																					
	油圧ユニット		ディーゼルエンジン出力7.5～260kw(10.2～353PS)、基礎工事用機械で独立したもの																					
	ローラ		ディーゼルエンジン出力7.5～260kw(10.2～353PS)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ																					
	ホイールクレーン		ディーゼルエンジン出力7.5～260kw(10.2～353PS)、ラフテレーンクレーン																					
第1次基準値																								
<table><tr><td>対象物質 出力区分 (単位)</td><td>HC (g/kW・h)</td><td>NOx (g/kW・h)</td><td>CO (g/kW・h)</td><td>黒煙 (%)</td></tr><tr><td>7.5～15kw未満</td><td>2.4</td><td>12.4</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>15～30kw未満</td><td>1.9</td><td>10.5</td><td>5.7</td><td>50</td></tr><tr><td>30～272kw以下</td><td>1.3</td><td>9.2</td><td>5</td><td>50</td></tr></table>					対象物質 出力区分 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kw未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kw未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kw以下	1.3	9.2	5	50
対象物質 出力区分 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																				
7.5～15kw未満	2.4	12.4	5.7	50																				
15～30kw未満	1.9	10.5	5.7	50																				
30～272kw以下	1.3	9.2	5	50																				
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1／5以下とする。																								

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年10月1日規制開始)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、技術基準に適合したものを使用すること。

排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】				
	○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。				
	(別表1)				
	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

低騒音型建設機械	【判断の基準】 ○建設機械の騒音の測定値が別表2-5に掲げる値以下のものであること。		
	—(別表2-5)—		
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
	ブルドーザー	P < 55	102
		55 ≤ P < 103	105
		103 ≤ P	105
	バックホウ	P < 55	99
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	106
		206 ≤ P	106
	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	107
		206 ≤ P	107
	トラクターショベル	P < 55	102
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P < 206	107
		206 ≤ P	107
	バイブロハンマー		107
	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98
		55 ≤ P < 103	102
		103 ≤ P	104
	アースオーガー	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	オールケーシング掘削機	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	105
		206 ≤ P	107
	アースドリル	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	さく岩機 (コンクリートブ レーカー)		106
	ロードローラー	P < 55	101

	タイヤローラー 振動ローラー	55 ≤ P	104
	コンクリートポンプ（車）	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P	107
	コンクリート圧砕機	P < 55	99
		55 ≤ P < 103	103
		103 ≤ P < 206	106
		206 ≤ P	107
	アスファルトフィニッシャー	P < 55	101
		55 ≤ P < 103	105
		103 ≤ P	107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	P < 55	101
		55 ≤ P	105
	発動発電機	P < 55	98
		55 ≤ P	102

舗装（路盤）	路上再生路盤 工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉碎して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
--------	--------------	--

備考）アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

※路上表層再生工法の取扱いについて検討中